



福岡県医発第2739号（地）
平成25年 2月25日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

復興特別所得税の源泉徴収について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、標記の件に関しまして別添のとおり社会保険診療報酬支払基金福岡支部より通知がありましたのでご連絡いたします。

平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）」により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収されることとなりました。

つきましては、支払基金において源泉所得税を徴収している保険医療機関等において、平成25年3月支払分より復興特別所得税を徴収する取扱いとなりますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、保険医療機関（保険薬局）宛には、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より別添の文書をもってお知らせされることを申し添えます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

福総会 000551号

平成25年2月20日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部



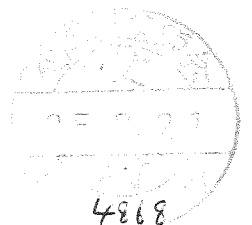
復興特別所得税の源泉徴収について

平素は、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）」により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収することとなったところです。

つきましては、平成25年3月支払分より復興特別所得税を徴収する取扱いとなりますのでご連絡します。

なお、保険医療機関（保険薬局）あてに、別添の文書をもってお知らせすることを申し添えます。



別添

福総会 0 0 0 5 5 1 号

平成 2 5 年 3 月 4 日

保険医療機関等 各位

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

復興特別所得税の源泉徴収について

平素は、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 12 月 2 日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号）」により、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生じる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収することとなったところです。

つきましては、支払基金において源泉所得税を徴収している保険医療機関等については、平成 25 年 3 月支払分から下記のとおり源泉徴収額に係る税率を変更して徴収しますのでお知らせします。

なお、平成 25 年 4 月に送付します当座口振込通知書から別添のとおり変更となりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 平成 25 年 1 月からの源泉徴収額の算出方法

源泉徴収すべき復興特別所得税は、源泉徴収すべき所得税額の 2.1%相当額とされており、源泉徴収の対象となる診療報酬等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収します。

$$(\text{支払確定額} - 20 \text{ 万円}) \times \overset{*}{10.21\%} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}$$

※合計税率の計算式

$$10.21\% (\text{合計税率}) = 10\% (\text{所得税率}) \times 102.1\%$$

2 当座口振込通知書の変更点

「源泉徴収税額」欄に「復興特別所得税含む」の文言を追加し、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を記載します。

当座口振込通知書 (平成 年 月診療分)

点数表	医療機関コード	健診等機関コード

被 振 込 銀 行									
金 融 機 関 名									
支 店 名									
預 金 種 目									
口 座 番 号		*	*	*	*	*	*	*	*

お受取人	〒
	様

(医) 00-00000 (健) 00-0-00-00000 0 (00000000)

この通知書は所得税申告の際必要となりますので大切に保管ください。

社会保険診療報酬支払基金

[illegible]

- 1 医療本人・家族・老人保健及び食事・生活療養欄は算定額（点数）から再審査等調整額（点数）及び相殺額（点数）を調整したものです。
なお、食事・生活療養の上段は医療保険及び老人保健に係る食事・生活基準額、下段は標準負担額を控除した食事・生活支給額です。
- 2 特定健診・特定保健指導費及び出産育児一時金等は、源泉徴収対象外です。
- 3 支払区分「42」（特例高齢者）は70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の金額を表示しています。